

部	有限会社平和ビルサービスに係る固定資産税・都市計画税の減免について		
平成 26 年 8 月 29 日 起 案		中央市税事務所固定資産税課家屋係	
平成 26 年 9 月 1 日 決 裁		楠 滂佳 TEL211-3918	
主 管	部 長	課 長	係 長
	(家 屋)	(家 屋)	(家 屋)
合 議	阿部	増田	小林
	(土 地)	(土 地)	(土 地)
環 境		市民自治	

標記の件について、平成26年4月30日付で有限会社平和ビルサービスから別添1のとおり固定資産税・都市計画税減免申請書が提出されました。

その際、現地調査の日程について調整したところ、当該家屋は建替えのため本年3月から取り壊し工事を行っており、現在仮事務所にて従前と同様の事務を行っている旨の申し出があったことから、6月11日に現地調査を行った結果、当該家屋は滅失しており、土地については更地状態であることを確認しました。

その後、仮事務所にて本年1月1日以降から取り壊しまでの使用状況及び今後の計画等について聴取したところ、新家屋は11月頃完成予定で滅失された旧家屋と同様の使用予定である旨の説明を受けました。

この状況を踏まえ、本件減免について検討したところ、減免の取扱いを規定している「賦課事務取扱要領」（以下「賦課要領」という。）第11節四1では、「この場合の確認時点は、本節において特に定めるものを除き、申請書提出時における当該固定資産の状態によること」と定められていることから、対象資産が現存していない現状においては、減免に該当しないこととなります。

しかしながら、本件のような建替え時における減免について、賦課期日現在、現存する家屋が同じ賦課年度内の取壊し時期によって減免可否に差が生じることは、税の公平性の観点から疑義があるため、賦課要領の見解について税政部に照会（別紙1）したところ、

別紙2のとおり、「申請書提出時に申請物件が無いことをもってのみ減免の可否を判断するものではなく、賦課期日現在において減免事由と同様の事務を行っているかを勘案して判断すべきである」との回答を得ました。

この回答を受け、本件について改めて検討した結果、本件家屋は下記3及び4のとおり、本件家屋が取り壊されるまでの間、従前と同様の使用状況であると認め、「旅券、査証の申請手続きに関する事務の用に供している部分」について、地方税法第348条（非課税）第9項第1号「大使館、公使館又は領事館」に準じる施設として、市税条例第56条第1項第4号に規定された、公益のため使用する固定資産として一部減免することとしてよろしいかお伺いします。

#### 記

#### 1 減免申請者

有限会社 平和ビルサービス XXXXXXXXXX

#### 2 減免申請内容

##### (1) 申請事由

上記の物件は、在日同胞の民族的権利を擁護し、社会的、文化的な生活水準向上の為、各種会合、学習、文化スポーツの集いの会場として無料貸与し、又広範な日本の各界各層の人々との友好親善を深める拠点として使用されております。


従来通り、朝鮮総聯北海道本部、支部、分会、団体の土地建物として、(有)平和ビルサービスが管理を行っているため、固定資産税減免規定を適用され、全額免除して頂く様申請致します。

##### (2) 申請物件

	所在	家屋番号または地番	床面積または地積
家屋	中央区北1条東8丁目	84番2	1階 247.20㎡
			その他 832.15㎡
			合計 1,079.35㎡
土地	中央区北1条東8丁目	84番2	959.90㎡
土地	中央区北1条東8丁目	122番2	23.08㎡
土地	中央区北1条東8丁目	123番2	11.54㎡

3 前年の使用状況について（賦課期日現在から当該家屋取り壊しまでの間、前年と同じ使用状況と推認）

(1) 北海道本部 1階事務室（札幌同胞生活相談総合センター）、3階事務室（朝鮮総聯北海道本部）

当該部分では、旅券、査証の申請手続きに関する事務を行っており（、参考1参照）市内の在日朝鮮人等にとって、旅券等申請手続きを行い得る市内唯一の申請窓口であることから、地方税法において非課税と定める領事館施設に準じる施設であり、公益性があるものと認められるため、前年同様減免対象とする。（平成24年度、平成25年度と変更なし。）

(2) 北海道本部 4階講堂部分

現地調査の際に提出された平成25年度集会等開催状況調書において、4階講堂で開催された行事のうち「日本の方〇〇名」と記載されていたものが複数回あり、行事の詳細について確認し、当該部分の減免可否について検討した。

その結果、日本人参加行事回数の割合は当該施設で開催されている全行事中7割となっているが、行事開催日数の割合は昨年と同様で、開館日数の3割強しかない（参考2参照）。さらに日本人参加行事は、開館日数のうちの4分の1程度であり、その行事の内容は、専ら朝鮮総聯関係者等の活動の一環として行われているものである。行事の参加者募集方法についても、不特定多数の者に対してなされているものではなく、当該施設を広く一般市民に開放しているという実態もない。

これらの現状からすると、当該施設の利用は専ら朝鮮総聯関係者等に限られ、広く一般市民に開放され不特定多数の者の利用に供されているとはいえない。したがって、地区集会所等専ら当該地域住民が福祉の向上のために使用する施設に準じる利用実態があるとは認められないことから、減免対象外とする。

(3) 上記以外の施設

使用実態は、倉庫や会議室（青年同盟室、女性同盟室）等であり、地区集会所等専ら当該地域住民が福祉の向上のために使用する施設に準じる利用実態があるとは認められないことから、公益性があるとは認められず減免対象外とする。

なお、使用実態については、平成24年度、平成25年度と同様である。

4 本年（取り壊しまでの間）の使用状況について

上記3のとおり、従前家屋と同様の使用状況であることを確認した。

5 減免額について（参考3参照）

(1) 減免補正率

ア 減免対象部分床面積

	部屋名称	減免対象床面積
家屋	1階 事務室（札幌同胞生活相談総合センター）	68.40㎡
	3階 事務室（朝鮮総聯北海道本部）	49.77㎡
	共用部分	69.34㎡
	減免対象床面積合計	187.51㎡

イ 減免補正率

$$= 1 - \frac{\begin{matrix} \text{(減免該当床面積)} \\ 187.51\text{㎡} \end{matrix}}{\begin{matrix} 1,079.35\text{㎡} \\ \text{(1棟の床面積)} \end{matrix}}$$

$$= 1 - 0.173724$$

$$= 0.826275$$

$$\approx 0.82$$

(2) 減免額

ア 課税標準額

		当初課税標準額（固）	減免補正率	減免後課税標準額（固）
		当初課税標準額（都）		減免後課税標準額（都）
北1東8 北海道本部	土地	[REDACTED]	0.82	[REDACTED]
	家屋			
[REDACTED]	[REDACTED]		-	
[REDACTED]	[REDACTED]		-	
課税標準額合計（固）		[REDACTED]	-	[REDACTED]
課税標準額合計（都）		[REDACTED]	-	[REDACTED]

## イ 税額

	当初税額	減免後税相当額	減免税相当額
固定資産税			
都市計画税			
合計			

## 6 参考資料

- (1) 在日本朝鮮人総聯合会北海道本部における朝鮮民主主義人民共和国  
代行証明書等発行状況（写） 参考 1
- (2) 朝鮮総聯北海道本部の使用状況等について 参考 2
- (3) 一部減免税額算出表 参考 3
- (4) 建物平面図 参考 4
- (5) 家屋評価調査書（写） 参考 5
- (6) 平成26年度 名寄帳兼賦課台帳（写） 参考 6
- (7) 土地・建物全部事項証明書及び地図・平面図 参考 7
- (8) 札幌市税条例第56条（抜粋） 参考 8
- (9) 賦課事務取扱要領（抜粋） 参考 9
- (10) 有限会社平和ビルサービスから提出された固定資産税・都市計画税  
減免申請の取扱いについて（回答）（平成19年12月28日付け） 参考10

## 7 添付資料

- (1) 「有平和ビルサービスから提出された減免申請の取扱いについて」 別紙 1
- (2) 「有限会社平和ビルサービスから提出された固定資産税・都市計画  
税減免申請書の取扱いについて（回答）」（平成26年 8 月22日付け） 別紙 2

## 8 別添資料

- (1) 固定資産税・都市計画税減免申請書及び添付資料一式 別添1

# 約 定 書

管理人

有限会社 平和ビルサービ

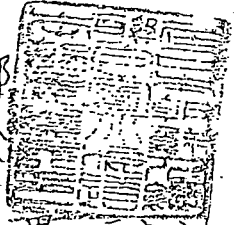
代表取締役

金文



在日本朝鮮人総聯合会 北海道本部

常任委員会



管理人 有限会社 平和ビルサービス (以下 甲と云う) と

在日本朝鮮人総聯合会 北海道本部 管理会 (以下 乙と云う) は、  
昭和 63 年 5 月 1 日 下記の通り 確認に関する契約を締結した。

第 1 条

第 2 条

第 3 条

乙は右記物件の維持管理に要する諸経費の一切を負担し、甲は管理費等を乙に対して請求しない。

第 4 条

以上の約定の発効は契約締結の日とし約定期間は定めぬも甲、乙何れかが申立有る場合は、両者協議の上決めるものとする。

右記物件に関する約定事を証するためこの証書を 2 通作成し各自署名捺印の上各々その一通を保存する。

昭和 63 年 10 月 7 日

管理人

有限会社 平和ビルサービ

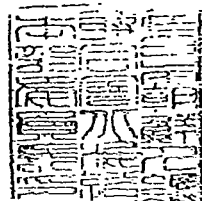
代表取締役

金文



在日本朝鮮人総聯合会 北海道本部

常任委員会



在日本朝鮮人総聯合会北海道本部における  
朝鮮民主主義人民共和国代行証明書等発行状況  
(2013年度)

在日本朝鮮人総聯合会北海道本部  
常人委員会 委員長 朴正成  
2014年5月30日

1. 渡航ビザ発給 [redacted] 件
2. 相続証明書発給 [redacted] 件
3. 死亡及び不明確認証明書 [redacted] 件
4. 親族、遺族に関わる各種証明書の発給、調査依頼 [redacted] 件

以上

固定資産税 減免申請書 (中央区分)  
都市計画税

納税義務者住所		札幌市中央区北1条東8丁目4番2		氏名又は名称	平和ビルサービス			
26年度分	納税通知書番号	年税額	合計	第1期	第2期	第3期	第4期	
		固定						
		都市						
土地	所在	地番	地目	地積	所在	家屋番号	種類	床面積
	中央区 北1条東8丁目	4番2	宅地	959 90	中央区 北1条東8丁目	4番2	事務所	1階 251㎡ その他 449 16 合計 1,100 21
申請事由	<p>上記の物件は、在日同胞の民族的権利を擁護し、社会的・文化的な生活水準向上の為、各種会合・学習・文化スポーツの集いの場として無料貸与し、又広範な日本の各界各層の人々との友好親善を深める拠点として使用されております。</p> <p>従来通り、朝鮮紙聯北海道本部、支部、分会、団体の土地建物として、有「平和ビルサービス」が管理を行っているため、固定資産税減免規定を適用され、金額免除して頂く様に申請致します。</p>							
<p>札幌市税条例第56条第2項の規定により申請します。</p> <p>平成26年5月30日</p> <p>申請者氏名又は名称 札幌市中央区北1条東8丁目 有限会社 平和ビルサービス 代表取締役 朴 鐘 民 TEL (011) 241-5371</p>								

「記載上の注意」この申請書は、減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて提出してください。

また、申請理由は、具体的に記載してください。

26. 4. 30





在日本朝鮮人總聯合会北海道本部における  
朝鮮民主主義人民共和国代行証明書等発行状況

(2013年度)










在日本朝鮮人總聯合会北海道本部  
常人委員会 委員長 [REDACTED]  
2014年5月30日

1. 渡航ビザ発給 [REDACTED] 件
2. 相続証明書発給 [REDACTED] 件
3. 死亡及び不明確認証明書 [REDACTED] 件
4. 親族、遺族に関わる各種証明書の発給、調査依頼 [REDACTED] 件

以上

伺

平成 26 年 6 月 30 日

税政 部長	固定資産税 課長	土地 係長	評価指 導担当 係長	家屋 係長	/	柏崎	伊藤	中島	永田	佐藤	須釜
/					/					/	
記 事	<p>在日本朝鮮人総連合会の関連施設に対する固定資産税について（回答）</p> <p>平成 26 年 6 月 26 日付け市町村第 399 号で北海道総合政策部地域振興監より照会のありました標記の件につきまして、別紙案のとおり電子メールにて回答してよろしいかお伺いします。</p> <p>※平成 26 年 6 月 28 日現在実地調査未了のため、減免の可否についての判断は行っていない。</p>										扱
											佐藤
環 境			/			市民自治			/		



総 税 固 第 39 号  
平成 26 年 6 月 25 日

東京都知事 殿  
関係市町長 殿  
(固定資産税担当扱い)

総務省自治税務局長  
(公 印 省 略)

在日本朝鮮人総連合会の関連施設に対する固定資産税について

在日本朝鮮人総連合会の関連施設に対する固定資産税に関しては、平成 26 年 4 月 1 日付けで総務大臣から、公益性を理由として固定資産税の減免を行う場合には、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消されていることも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めるよう通知したところです。

関係地方団体におかれましては、上記総務大臣通知を踏まえ、標記施設に対する固定資産税の課税について、適切に対応していただくとともに、平成 26 年度の課税状況について、御回答願います。

市町村第399号  
平成26年6月26日

札幌市財政局税務担当局長 様

北海道総合政策部地域振興監

在日本朝鮮人総連合会の関連施設に対する固定資産税について

このことについて、別添のとおり総務省自治税務局長から通知がありましたので送付します。

つきましては、調査票（別添2）にご記入の上、7月7日（月）までに電子メールにより回答いただきますようお願いいたします。

なお、調査票の回答にあたっては、調査要領（別添3）の内容に十分留意されるようお願いいたします。

地域行政局市町村課

公務員・税政グループ 都筑

TEL : 011-231-4111 内線 23-534

FAX : 011-232-1126

E-mail : tsuzuki.tokuhiro@pref.hokkaido.lg.jp

総 税 企 第 4 7 号  
平 成 2 6 年 4 月 1 日  
都 道 府 県 知 事 あ て  
総 務 大 臣 通 知

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について。(抜粋)

I～IV 略

V 特記事項

- 1 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消されていることも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。

在日本朝鮮人総連合会の関連施設に対する固定資産税の課税状況（26年度）について

都道府県名 \_\_\_\_\_ 団体名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

以下の事項について、平成26年度における貴団体の取扱いを御回答願います。

- ① 貴団体における在日本朝鮮人総連合会の関連施設の有無  
(○で囲み、有と回答した場合は名称を記入してください。(別添4参照))

	有	無	不明
(1)	_____		
(2)	_____		
(3)	_____		

- ② 上記施設における平成26年度における減免又は課税免除（以下「減免等」という。）の適用の有無（○で囲む）

(1)	減免（有 無）	課税免除（有 無）
(2)	減免（有 無）	課税免除（有 無）
(3)	減免（有 無）	課税免除（有 無）

- ③ 上記の減免等状況について

- (1) 減免等の対象部分について（全て同様の扱いであれば該当箇所に○を付する。）
 

家屋（      ）	{	全部（      ）	
		一部（どの部分か：      ）	)
土地（      ）	{	全部（      ）	
		一部（どの部分か：      ）	)
- (2) 上記の減免等の対象部分に係る税額の全額を減免等か、一定割合を減免等か（○で囲み、その率も記入）  
全額・一定割合（税額の \_\_\_\_\_ %）

- ④ 減免等の適用が無い理由

- ・ 減免事由に該当しない
- ・ 有料賃貸借である
- ・ 免税点未満
- ・ その他（      ）
- ・ 減免申請がない

- ⑤ 減免事由（○で囲むとともに、根拠となる条例、規則等を添付して下さい。）

- ・ 公民館・集会施設に準じた施設
- ・ 旅券査証発給業務
- ・ その他（      ）

- ⑥ 以前減免を実施していたが、近年（平成13年度以降）減免等を取り止めた又は縮減するなど取扱いを変更した時期（課税開始時期）及び変更した理由

- (1) 減免を取り止めた又は縮減した時期（      ）年度分から
  - ・ 施設の利用状況等による見直し
  - ・ 施設の廃止
  - ・ その他（      ）
- (2) 平成26年度分について変更した場合、その理由（上記と同様であれば同上と記載）  
（      ）

- ⑦ その他（特記事項等があれば記入）

（      ）

朝鮮総聯施設に係る減免措置について

1 当該施設の状況

減免申請書の提出を受けたところ、本年 3 月に取り壊し工事を行っており、別の場所で従前と同様の事務を行っている旨の申し出があった。

2 現地調査等の実施

(1) 日時 平成 26 年 6 月 11 日 (水)

(2) 調査内容

現地調査を行ったところ、当該家屋は取り壊されており、土地については更地の状態であった。

その後、従前の施設の前年の使用状況、本年（賦課期日現在から取り壊しまで）の使用状況について、以下のとおり調査を実施した。

ア 前年の使用状況

①北海道本部 1 階事務室（札幌同胞生活相談総合センター）、3 階事務室（朝鮮総聯北海道本部）

当該部分では、旅券、査証の申請手続きに関する事務を行っており、市内の在日朝鮮人等にとって、旅券等申請手続きを行い得る市内唯一の申請窓口であり、地方税法において非課税と定める領事館施設に準じる施設である。

②北海道本部 4 階講堂部分

現地調査の際に提出された平成 25 年度集会等開催状況調書において、4 階講堂で開催された行事のうち日本人参加行事は、開館日数のうちの 4 分の 1 程度であり、行事の内容は、専ら朝鮮総聯関係者等の活動の一環として行われているものである。

この現状からすると、当該施設の利用は専ら朝鮮総聯関係者等に限られ、広く一般市民に開放され不特定多数の者の利用に供されているとはいえない。

③上記以外の部分

使用実態は、倉庫や会議室等であり、地区集会所等専ら当該地域住民が福祉の向上のために使用する施設に準じる利用実態があるとは認められない。

イ 本年の使用状況

昨年と同様の使用状況であった。



### 3 平成 26 年度の減免判断

朝鮮総連施設に係る固定資産税等の減免措置については、減免申請書の記載内容に関して従前の施設のこれまでの利用実態について現地調査等を行った結果、当該家屋については従前と同様に地区集会所等の施設に準ずる利用実態があるとは認められないと判断し、旅券、査証の申請手続きに関する事務を行っている部分に限り、地方税法において非課税と定める領事館施設に準じる施設として公益性を認めた。

### 4 減免対象部分

1 階事務室、3 階事務室

### 5 減免実施時期

平成 26 年 9 月 12 日